

第20回地方法人課税のあり方等に関する検討会

平成26年10月7日

【神野会長】 それでは、そろそろ定刻でございますので、第20回の地方法人課税のあり方等に関する検討会を開催したいと思います。

石井委員からは追ってご参加していただけるということでございますので、検討会の方は開催させていただければというふうに思っております。

昨日、台風が通り過ぎまして、いろいろ皆様方にもお忙しいところではなかったかと思っておりますけれども、万障繰り合わせてご参集いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。委員の皆様方、それから快くヒアリングに応じていただきました皆様方に深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回も議事次第にございますように、前回に引き続きまして関連する皆様方からヒアリングを頂戴したいというふうに思っております。

本日は、日本商工会議所から田中常雅税制委員長、宮城勉常務理事、荒井恒一理事、それから全国商工会連合会から海老原正事務局長、全国中小企業団体中央会から高橋晴樹専務理事にお越しいただいております。繰り返してございますけれども、ご多忙中のところ、わざわざ本検討会にご臨席いただいたことを深く感謝申し上げる次第でございます。

ご発表いただく順番でございますけれども、日本商工会議所の田中税制委員長、宮城常務理事、荒井理事、続いて全国商工会連合会の海老原事務局長、最後に全国中小企業団体中央会の高橋専務理事の順番でお願いしたいというふうに思っております。

なお、その後、この検討会では石井委員及び高橋委員から地方公共団体からのご意見をお伺いするという事になっております。

また、繰り返してございますけれども、前回と同様、今回もヒアリングでございますので、公開で行わせていただきます。

それでは、はじめに日本商工会議所の税制委員長をお務めになっていらっしゃる田中委員長、それから宮城常務理事、それから荒井理事にご発表いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【日商 田中税制委員長】 おはようございます。日本商工会議所特別顧問・税制委員長の田中です。代表してご説明させていただきます。私は政府税制調査会では神野会長のご指導を受けておりますし、また、総務省の政策評価委員会でも委員を拝命しております。本日はこのような機会を賜り、心より御礼申し上げます。

最初に、簡単に商工会議所のご紹介をさせていただきます。お手元のA3の資料1枚目をおめくりください。全国で商工会議所は514か所、126万の会員を抱えており、会員企業の約95%は中小・小規模事業者であります。政策提言、中小企業の活力強化、地域経済の活性化を主なミッションとしております。

日本商工会議所は全国514の商工会議所を会員とし、特に地域を支える中小企業の意見を代表している団体です。右側に全国の商工会議所の活動の一部を紹介させていただいています。震災復興支援として、企業の遊休機械を無償で被災地に届ける事業や、地域の中小企業の経営サポートや創業の促進、観光振興や中心市街地活性化など、地域のまちづくりの中心的な役割を商工会議所が担っております。商工会議所は地方創生の実現に向けて、地方で地域活性化のために活動している団体であることを、ご理解いただければと存じます。

次のページをご覧ください。最初に、中小企業の実態について説明いたします。政府税調などで、中小企業は赤字が大半で、国に全く貢献してないというような指摘がありましたが、そのようなことはありません。中小企業は雇用や投資を通じて地域と財政に大きく貢献し、地方税も応分負担しております。

中小企業の大半は小規模企業で、資本ではなく労働の対価として所得を得ており、配当ではなく給与で取得しているため、赤字であるなしにかかわらず、個人所得を通じて応分の税負担をしていると思います。

上段の3つの円グラフをご覧ください。中小企業は全体の約7割の雇用を支えており、特に人口流出により疲弊している地方では、中小企業が支える雇用は8割近くにも達しており、中小企業が雇用の吸収源となっています。雇用を支えることで中小企業は社会保険料の事業主拠出分の約5割を負担し、経営者や従業員へ支払う給与から発生する所得税や個人住民税を負担しています。

下段の2つの円グラフをご覧ください。地方法人二税においても約4割、約2.6兆円を負担し、法人税以外の地方税についても約4割を負担しています。中小企業と大企業の税引き前利益の比率は3：7であることから、利益の大きさに比べて応分の負担をしていることがわかります。

右下のグラフをご覧ください。租税公課が税引き前利益に占める割合は大企業の約2倍に上り、中小企業は固定的な税負担が重いというのが実態であります。

次のページをご覧ください。左側の中小企業を取り巻く経済環境をご覧ください。全体的に我が国経済は景気回復の基調にあるものの、消費税引き上げの反動減や天候不順により、生産や消費などは強弱が混在しています。中小企業の景況感は5月頃から横ばいで推移しております。円安による仕入れ価格の高騰、電力などのエネルギーコストの上昇、人件費の上昇など、コスト増を販売価格に転嫁できておらず、中小企業は非常に厳しい経営環境に直面しており、回復には力強さを欠いております。

例えば社会保障負担なども上昇していますが、これらの負担の上昇というのは、例えば社会保障は1人当たりの支出については大企業も中小企業も同じでありますけれど、賃金の低い中小企業には大きく料率のアップになっているということがあります。とにかく固定費の上昇については中小企業の環境を悪くしているということをご理解いただきたいと思います。中小企業は全企業の約99%を占めており、本業の収益力を表す営業利益率は

大企業の約4割程度の2.1%程度に留まっています。

中段をご覧ください。毎年、中小企業は約9.5万社の設立登記がありながら、企業数は横ばいであることから、新陳代謝が進んでいます。また、中小企業は過大に役員報酬を得て、無理矢理赤字にしているとの指摘がありますが、中小企業の役員報酬の実態は資本金2,000万以下の企業で約500万円程度と極めて低い水準です。また、役員報酬は税務署に事前に届出が必要であり、利益が出たからといって期中に変更できません。この500万程度の役員報酬についても、銀行で信用を得る最低線であり、実際には支払っていないという企業も幾つもあるというふうに聞いております。

下段をご覧ください。中小企業の赤字法人比率は約7割と、非常に高いと指摘されていますが、7割赤字は欠損金繰越控除後の数字であり、単年度損益で見ると約6割、150万社にも及ぶ中小企業が黒字企業であります。また、前述のとおり、赤字黒字を繰り返すのは中小企業の特性でありまして、だからといって応分に負担をしていないというわけではありません。

次のページをご覧ください。商工会議所は安定的な地方財源の確保は非常に重要であると考えております。景気による税収変動の地域の偏在性の大きい地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきであります。商工会議所は地方の安定的な財源の確保と持続可能な社会保障制度の構築のため、消費税率10%への引上げについては容認しております。10%の引上げにあたっては、経済状況や転嫁の実態をきめ細かく検証するとともに、引上げに向けた経済の環境整備が求められます。

地方法人二税は国に税源移譲し、法人課税は国として引き下げていくべきであります。地方財源の確保については、個人住民税や地方消費税等、地方税全体であり方を検討すると同時に、地方交付税制度の見直しも図るべきであります。

商工会議所は外形標準課税の拡大には断固反対であります。中ほどの左の図をご覧ください。中小企業は損益分岐点比率が約9割と高く、景気変動で赤字に陥りやすい実態があります。外形標準課税が適用されると固定的負担が増加し、多くの中小企業が成り立たなくなります。

真ん中の図をご覧ください。中小企業の付加価値額の8割は人件費であり、外形標準課税が適用されると中小企業は賃上げや雇用を抑制せざるを得なくなります。政府が求める賃上げの政策とも逆行いたします。特に、中小企業が約8割の雇用を支える地方における影響は甚大であり、政府の政策の柱である地方創生の実現を阻害いたします。

右の図をご覧ください。仮に、外形標準課税を現在の大企業と同じ税率で中小企業に拡大した場合、税引き後利益が約7.5%減少し、大企業の約3倍の負担になります。外形標準課税については、中小企業250万社のうち小規模を中心とする赤字企業177万社の増税となります。地方の雇用を支える中小企業が外形標準課税によって雇用を抑制すると、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が疲弊し、ひいては日本経済成長や社会の発展を阻害することになるため、外形標準課税の導入には断固反対です。また、外形標準課税

によって税収が増えたとしても、全体の企業負担は減少するのではないかというふうに思っております。

左図をご覧ください。設備投資の負担を増加させる固定資産税は見直しすべきであります。また、事業所税は中小企業の前向きな投資を阻害していることから廃止すべきであります。

右の図をご覧ください。法人住民税均等割の議論などで、資本金基準が企業の実態を表していないとの指摘がありますが、資本金階級別の各数値を比べてみると、明らかな差が存在しております。現時点で資本金は企業活動の現状を表していると考えております。

最後に、地方創生のためには中小企業の成長が不可欠であります。そのためにも、本日もご列席の委員の先生方におかれましては、中小企業の背中を押していただき、その成長を通じ、地域経済の活性化が実現するような地方税改革の道筋をつけていただきたく存じます。以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

【神野会長】 ありがとうございました。本日は3団体まとめてご意見を伺ってから議論をさせていただこうと思っておりますので、引き続き全国商工連合会の海老原事務局長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【全国連 海老原事務局長】 全国商工会の海老原と申します。私ども、資料の2番でございます。基本的に私どもの意見も先ほどの日本商工会議所の田中特別顧問の方から詳しくご説明がありましたとおり、基本的に意見はほぼ一緒でございます。重複するところは避けて資料の方を説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして1ページ。私ども商工会の概要を載せております。私ども商工会は昭和35年に法制化をされております。先ほどの説明の日本商工会議所の方は昭和28年でございます。

それで、地図で赤く塗っておりますが、基本的に私ども商工会というのは旧町と村を中心に設立をしております。商工会議所というのは大きな市を軸として、私どもの方は町と村。平成の合併で相当町と村がなくなって市になりましたけれども、非常に中山間地域、田舎をエリアとした経済団体になっております。現在、会員が85万人、商工会の数が1,600ほど、47連合会、それで私どもの東京に全国連と、こういう形になってございます。

それで、この赤の地図でわかるとおり、田舎でございますので、私どもの方はもちろん圧倒的に会員は中小企業というよりも小規模の企業がほとんどであると。したがって、私どもの課題は地域間の格差の是正のための事業、それから地域コミュニティの維持と、こういったものを大きな商工会の仕事となっております。

めくっていただきまして、我々の支援の活動の内容でございますが、これも商工会議所と同様に、特に小規模の企業の皆様に金融、税務、労務、経理、こういったものの日々の経営のご相談、ご支援をしております。経営指導員というのが全国で4,000名ほどおりますので、年間の相談件数が304万件、指導員1人当たり年間で700件ぐらいのご

支援をしております。

もう1つ、個々の企業の経営のご相談だけでは成り立っておりませんので、3ページ目の方で地域の活性化。いわゆる個社の企業のご指導と、それから地域全体の活性化、これを両輪の事業として取り組んでおります。特に最近は中山間地域の移動の商店街とか高齢者の買い物難民、こういったものの事業も非常にウェイトが高まってきているような状況でございます。

それで、小規模の現状でございます。これは会議所と同様でございますが、非常に事業者の減少というのは相当我々危機感を持って認識をしております。直近でどんどん事業者が減っていきまして、特に小規模の方、3か年で35万人ぐらいが減少していると。事業者の数が減っているということはいろんな面に課税の対象が減っていると。こういうふうなことも言えるかと思えます。

それで、もう1枚、5ページでございます。これがほぼ会議所さんと同様でございますが、私どもの方は地域が疲弊するということで、今般、6月20日に、我々が要望してきた小規模企業振興基本法という法律を可決いただきました。こちらの方の法律の趣旨は、いわゆる企業は成長するものだ、そういったところにご支援をすると、そういった考え方は当然なんですけれども、一番下の方にありますとおり、事業の持続的発展という視点で小規模企業を積極的に支援しようという形での法律ができあがっております。

それで、税制の方でございますが、これも外形標準課税については日商さんからありましたとおり、基本的に私どもの方は反対です。アベノミクスは都市部に相当効果が出てるとい認識はありますが、私どもの方は地域、田舎はとて賃上げすらなかなかできないという自治体も多くありますので、賃上げの部分に課税を広げるといったことに対しましては、基本的に断固反対という考え方でございます。

それから、2番目の償却資産。こちらは世界に例を見ない税制だというふうに伺っておりますので、こちらの方も基本的に廃止をしていただきたいという考えでございます。

あと、組織の意見ではございませんが、法人税が10兆円ということでございます。かつての良き時代には約20兆円の法人税があったというふうに聞いております。所得税の方も15兆円が、バブルの絶頂期か知りませんが、30兆円近い所得税があったと。我々の考え方は、もっと今の地方に回る税金の計算の土台となるころの、こちらの方の税額を増やす方にもっとエネルギーを使うべきじゃないかと。したがって、いただいた資料を見ますと、法人税の34%が地方交付税の方に算入されると聞いておりますが、この法人税そのものを景気を良くして法人税額をどんどん増やすことの方が地方の財政の方に極めて有利になるんじゃないかと。

それから、もう1つは消費税。こちらの方も5分の1強が地方に回るといような仕組みになっているかと思えますが、これも5%からたぶん10%になるという意味では、地方の収入は2倍強、消費税の部分についてですね。こちらの方は相当税収につながるという前提であれば、外形とかそういったものをそちらの方に課税まで拡大をするような必要

性はないんじゃないか。そういうふうに思っております。以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして、全国中小企業団体中央会の高橋専務理事にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【全国中央会 高橋専務理事】 全国中央会の高橋でございます。今日はお招きいただきありがとうございます。それでは、資料3をご覧いただきたいと思っております。まず、私どもは何やってるかというのは、ほとんどの方がご存じないと思っておりますので、ちょっと説明させていただきます。

事業協同組合ですけれども、組合というと労働組合と生協しか思い浮かばない方が多いかと思っております。戦前から事業者の共同経済行為を行うということで組合が設けられていまして、私どもの組織も戦前からずっと続いておりました。戦後、民主化ということで制度ががらっと変わりました。中央会は、事業協同組合の連絡調整をするようなことになりました。

ここに書いてありますが、組合ってどういうものがあるのかというと、例えば八百屋さんの組合とか、貨物運送の組合、ガソリンスタンドの組合、クリーニング、旅館、印刷とかメッキとか、そういうような事業者が組合を作りまして全国団体を作っています。また、それぞれの県で組合を作っております。県で組合を作ったものを束ねているのが都道府県の中央会でございます。それを束ねておりますのが私どもの全国中央会であり、あと、先ほど申し上げました全国団体で組合を作っているのがありますので、それも私どもが連絡調整すると、こういうふうな形になってございます。

経団連が大企業の産業界を集めた団体で、かつ労務を組みこんでおりますけれども、私どもはほとんど中小企業の経団連的な役割を果たしておりますので、厚生労働省等の審議会等に中小企業の代表ということで参加をいたしている、こういうものでございます。

2ページに中小企業の現状ということで私どもで月次景況調査をやっておりますが、残念ながら消費税の増税後の反動がまだ抜け切れてないというのが現状だろうというふうに思っております。

3ページをご覧ください。原材料とか燃料、電気料金、こういうのが上がったために、それを転嫁できることがなかなかできない、消費税の転嫁につきましては、多くの企業はできるようになったが、ほかのものについては転嫁できないというようなことを言っているところでございます。

そこで、4ページをご覧いただきたいと思っております。中小企業白書に載っていますが、価格転嫁力指数というのがありまして、大企業の製造業については、多くは上の方に上がっております。かかった費用を価格に乗せて相手方から頂戴できると、こういうのがほぼ安定的と言ったら語弊がありますが、0のところを行ったり来たりしている。ところが、中小企業をご覧いただきますと、93年以降、ずっと下の方になっている。いわゆる価格転嫁力が弱いままになっているということでもあります。

この間の29日に官邸で政労使懇談会がありまして、私どもの会長も出席して、大企業

が中小下請製造業に対してきちんと金を払ってくれと申しました。円高のときにコストを下げろと言って、円安になったので値段が上がるかと思ったら上がらない。こういうことでは中小企業が赤字に転落していくんじゃないかと申し上げているところでございます。

次に、5ページをご覧ください。先ほどご説明もありましたが、外形標準課税が導入された平成16年から見ますと、現在は50万社も減っています。いろいろ地域が抱える課題が下にありますが、それに対して組合、自治体一緒になっていろんな活動をしているということです。

その取り組みは6ページ以下ですが、煩瑣になりますから後ほどご覧いただければと思いますけども、商店街の振興組合がやっているものとか、8ページですと農商工連携でやっているもの。それから、9ページですと組合間連携でやっている。それから、10ページは地域の生き残りということで、地域の温泉、浴場がなくなると公衆浴場がなくなるといって、皆でもう一度作り直そうということをやっている例。

それから、11ページは女性の社会復帰と地域介護の自立化ということをやっておりますし、12ページでは大学と地場産地組合。最近、産地組合という言葉はなかなか使われなくなりましたが、ご承知のように三木の刃物とか燕の洋食器とかそういうものでございますが、大学と一緒にやろうということとか、13ページだと企業間連携を支援というようなことを行っております。

また、15ページをご覧ください。昨年のお話ですけども、被災地の組合が一緒になって事業再建を目指すというようなことをやっております、安倍総理にご覧をいただいたということでございます。

16ページ。私どもの方は外形標準課税についての適用拡大に絶対反対ということで、23日に開催される全国大会の決議を今般、特別委員会で決定いたしましたので、そのみを書いてあります。コストアップ要因と戦いながら一生懸命事業をしておりますが、次の17ページを見ますと、黒字経営であっても利益水準が低く、担税力に乏しいということではないかというふうに思います。

それから、参考資料2のように資本金1億円以下の法人が雇用している従業者は地方だと8割から9割になっておりまして、中小企業が賃金を支払っておりますので、担税力の弱い中小企業がここに税を新たに課せられるということになりますと、まず地方の方から崩壊していく可能性が高いのではないだろうかということでもあります。

なお、昨年行われました政労使の会議で、政府の方から賃金引上げを中小企業にやってもらえるように中央会に努力してほしいと、こういうご指示がございましたので、私どもとして黒字になった企業は当然、赤字でも何とか頑張ってくれと、こういうことを全国の組合を通じて話しました。

今般、1万9,000件の回答を得たものから見ますと、今年は52%の企業が賃金を引き上げたということで、努力をしております。1つ面白かったのは、と言うと語弊がありますが、上げた理由を聞いたら、消費税が上がるから、しょうがないから労働者

の部分も上げてるんだということであって、儲かってどんどん上げたというわけではないわけで、次年度以降、心配な状況です。

私どもの認識では、外形標準課税というのは雇用を増やしたり賃金を払うと増税になるという観念になっております。しかも、赤字の企業まで課税しようということにつきましては、十数年前、この税制が導入される時に大変な状況だったということはよくご存じだと思いますけれども、それが無いということで安心しておったのに、またというふうに各地ではびっくりしているというのが状況です。私どもとしては外形標準課税の中小企業適用拡大については絶対反対の態度を取っておりまして、先ほど申しました23日の大会には総理にもご出席いただきますので、そこで話をしたいと思っております。以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。お出でいただきました3つの団体からご発表いただいたわけでございますので、委員の皆様方からご質問あるいはご意見を頂戴できればと思います。いかがでございますでしょうか。中村委員、どうぞ。

【中村委員】 ご説明ありがとうございました。中小企業が地域経済の重要な担い手であり、そして非常に苦しい状況にあるということで、これ以上の税負担はとてできないと、そういうご主張かと思えます。それは理解できます。

しかも、中小企業が地域経済の重要な担い手だということは本当にそのとおりだと思うんですが、ただ、これからずっと将来、いろいろグローバル化なども進んで、今のままでずっといけるのかということもありますし、また、中小企業の側でも生産性を上げて、より高い賃金が得られるような産業を作っていくという努力も必要なのではないかとこのように思うんですが、税については承りましたので、もしそれ以外のことで中小企業の方が今後どういことをに努力していきたいか、あるいはそれについて政策的な後押しが必要であればどのようなことがあるのかということをお聞きしたいということが1点と、あと、日本商工会議所さんの資料で、5ページに地方交付税のことが書かれてありますが、一番上の3のところでは地方交付税制度の見直しというところがありますが、地方への配分の見直しというところですが、これは具体的にどういうことなのかということをお聞きしたと思います。

法人課税は引き下げていくべきというふうにはまずそこに書いてありますが、そうすると、地方交付税原資は減るが、ただ、その前に法人二税は国に税源移譲しということで、原資的にプライマイどうなのかな、どういうことを考えてらっしゃるのか、それと、あと、地方への配分の見直しという面でももう少し具体的にお話いただければと思います。以上です。

【神野会長】 それでは、まず2番目の質問について商工会議所の方から意見をお伺いした上で、引き続いて第1番目のご質問ですね。そちらについてもお答えいただきながら、2団体からも1番目の問題について何かございましたらご発言いただければと思います。

【日商 宮城常務理事】 日本商工会議所の宮城といいます。

交付税の話でございますけれども、私どもは地方法人二税を国に税源移譲すべきと考え

ておりますので、当然、一度国に入った上で地方交付税の方で返ってくるという考え方に立っておりますということが1つでございます。

それから、2つ目で、地方交付税をどう見直すのかということですが、今の交付税制度の中で改善をしたらいいと思っているのは、例えば行財政改革を行って歳出を削減しましたと。削減すればするほど、地方交付税は削減される方向になっているのではないかと考えておりますが、逆に歳出を削減した地方公共団体に対しての地方交付税が、これは行革努力をどうカウントするかという問題は確かにあり、そういう形で交付税を変えてもいいのではないかと考えております。あるいは、歳入努力に対してもそう考えております。

そういうことで地方交付税の見直しを図って、公共団体の地域活性化に対するいろいろな努力を地方交付税の方に反映をさせて、中小企業政策もそうだと思いますけれども、頑張る地方公共団体に地方交付税をより手厚く配分されるという仕組みに変えていくということが必要じゃないかという考え方で変えたりすることも必要だと思います。

【神野会長】 今の問題で、そもそも交付税の機能として地域間の財政力の格差を是正すると。

【日商 宮城常務理事】 というのが大事だと。

【神野会長】 大事なんだと。それはいいんですね。つまり、その中で行革努力は今現在でも反映させるようなことになっているわけですけども。

【日商 宮城常務理事】 さらに反映して。

【神野会長】 さらにその部分を増やせと、そういうご意見ですか。

【日商 宮城常務理事】 はい。

【神野会長】 わかりました。申し訳ありません。どうぞ。

【日商 田中特別顧問・税制委員長】 地域政策についてのお話が1番目にあつたと思います。国の財政、支出と収入をどういうふうにバランスするかという方法については、支出を抑える方法が1つですね。収入を増やす方法として、税率を上げるとか、税収の拡大をすとかというお話があると思うんですが、一方で経済を活性化するという考えもあるというふうに思います。

先ほど来言っているのは、企業活動がしにくくなっているのに税収を増やしても全体の収入は上がらないのではないかというお話をしているところがあります。地域の活性化、地方の活性化というのは大事なテーマだと思っていて、それについてどういう活性化策なり商工会議所の考えがあるかということについては、今、選択する未来委員会に提案することも含めてまとめつつあります。

その主なことは、やはりその地域の特性に合わせて収支をバランスするような政策をどう打っていくのか、個々の地域に合わせて考えていく必要があるというふうに思っていて、全体で税率をどうすとかこうすとかという話では成り立たないのではないかというのが根本にあります。具体策はまたそちらの方でご説明をさせていただきたいと思います。

【神野会長】 最初の質問に何か2団体の方からご発言。

【全国中央会 高橋専務理事】 それでは、私の方から申し上げたいのは、従業員の給与を上げて安定した生活をしてもらわなければ、それがぐるっと回って地域に返ってこないということです。そのために何かというと、労働生産性を上げることでないとその部分も回らないだろうと思います。

したがって、これは製造業だけじゃなくてサービス業、商業でも労働生産性が上がるような施策をしてほしいということで国をお願いしておりますし、また、大企業の方、先ほど申し上げましたように、利益を貯め込んでと言うと語弊がありますが、貯まった利益は海外に投資するのも大事でしょうが、新しい事業を国内で投資していただきたい。そうしますと、それに応じてメーカーなりいろんな方がそれに応じた投資をするだろうということで、国内での投資が増えるような、貯まったお金を債券の購入じゃなくてそういうことができるような制度設計をお願いしたいということ为先般の政労使の会議で申し上げました。

また、中小企業にとりましては、今、苦しいときに自分でなかなかできない設備投資を平成24年度の補正で1,000億円、平成25年度の補正で1,400億円、ものづくり、商業、サービスの補助金というのが出来まして、これで1件当たり1,000万円程度の補助金をすることになりました。今般、約1万4,000事業採択をするという事業の事務局を私どもがいたしております。

これも勝手に事務局だけで行ってるのではなくて、都道府県内で若干の差がありまして、自前のお金がたくさんある都ではそんな手伝わなくてもいいと言われたと言われましたが、県の方では工業試験センターだとか指導所とか、それから商工労働部が、せっかく国の予算が付いたんだから、これでしっかりやろうということで大変協力していただきまして、各人が新たなものを作る、それから設備投資をすると、そういう補助金を二年度間にわたって行ってまいりました。

いつまでもというわけではないかと思いますが、特に地方の方のやる気を起こすための起爆剤の1つになるのではないかということで、もし可能であればあと一、二年は続けていただいて、それによって経済全体が良くなれば自律的に回る可能性が高いのではないかということで、私どもとしては、設備投資をする、それから生産性を上げるための研究開発をするというものに対しての国からの助成、また都道府県からの助成というものが必要だということをお願いをいたしてございます。

私どもとしては、今、24年度にやったものについて、どれだけ効果があったのかということを知るための調査をいたしておりますけれども、まず気持ちだけは明るくなっているというのが私の見ている状態でございます。これが実際の経済にどれだけ影響があるかということで、ただ、やはり気持ちも大事でございますので、製造業だけじゃなくてサービス業、商業にまで広げて助成をするようなことが続けられれば良いなと思っております。

【神野会長】 どうもありがとうございました。小山委員、どうぞ。

【小山委員】 ありがとうございます。

ご説明全体の中で、中小企業の経済というのが地域と非常に密着して行われているというところでよくわかるんですけども、地域というのは当然のことながら構成しているのは法人もあり、個人もありで、行政サービスを受けているのも個人もあり、法人もありということになると思いますけれども、そうすると、中小企業もそういう行政サービスを受益しているという観点から見ると、今の外形標準課税については、ぜひ今回はかけないでほしいというご主張は、どういうふうにお考えになりますか。

【日商 宮城常務理事】 おっしゃるとおり、中小企業も地域でその環境の中で活動して、収益を得てということをしている、益を得ている組織であることは事実だというふうに思っています。

ただし、税を取るというやり方について、私ども、今、中小企業が一番問題なのは、やはり損益分岐点があまりに高い。これはたぶんリーマンショック以降の特に顕著な傾向だとは思っておりますが、損益分岐点が高いという状態で、さらに固定費的な課税の仕方は、ここでも9割というふうに書いてありますが、そこにまた乗っていくと、損益分岐点が上がっていくということは経済が数パーセント変動しただけで中小企業は赤字に陥ってしまう。そういうやり方で税を取られるということについては、逆にわかりやすく言うと、角を矯めて牛を殺すことになりかねない。

私どもは正直申し上げて、中小企業が黒字で、生産性も高く、税金を納めることが良いことだというふうに思っています。税金を納めることが避けるべきことだと思っている企業のそういう活動を推進しようとは思っておりませんし、黒字企業を増やしていくことが大切です。でも、そのときの考え方に立ったときに、この外形というものが逆にこの妨げになって、黒字企業に行く努力を損なうのではないかと。

まだ時期的にはリーマンの傷も正直言って癒えていないので、私どもは地域の中での自分の存在というのが地域の中で生かされているということも踏まえた上で、その上に立つてもなおかつ今の時期では害が大きいのかなという考え方でございます。

【神野会長】 よろしいですか。いいですか。

ほか、いかがでございましょう。熊野委員、どうぞ。

【熊野委員】 ありがとうございます。

中小企業かそうでないかという区分で、税制だけじゃなくて行政サービスの面でも相当違いが出てくると思うんですね。中小企業とそれ以外の線引が、今、資本金というメルクマールで1億円以下か以上かということで決まってるんですけども、それ以外のメルクマールがあるかというとなかなか難しいと思いますし、それから商工会議所さんが資料の一番最後に付けてるように、資本金の額に応じて企業活動の規模も違うんですよと、こういうご説明をされているんですが、もう1つ問題として、じゃあなぜ1億円なのかということについてはどうお考えでしょうか。

【日商 田中税制委員長】 中小企業基本法の中で、業種によって資本金と従業員の数で分類をしています。これは製造業3億がリミットであったり、従業員も300人がリミッ

トだったり、こう細かく分類されています。

それをそのとおりにやるというのは、従業員は変動することもあり、なかなか難しい。そういう意味で、1億という線を引いて、おおよそそれが中小企業という税制上の線引にするということであろうと我々は考えているし、それはそう外れてはいないのだろうというのが先ほどの説明だと思います。

【神野会長】 よろしいですか。

ほか、いかが。小西委員、どうぞ。

【小西委員】 ありがとうございます。私も学生に就職指導するときに、名前の通った大法人ばかり行くんじゃないで、中小企業で将来性のあるところへ行きなさいというふうにならざるを得ないというので、本日のご説明につきましては、なるほどと思うところがありました。ありがとうございました。

そのこととも関連があるんですけども、大きな企業に比べると中小企業の方がもっと多様性があると思いますので、多様性があるということになりますと、中小企業全体の意見としてはおっしゃったようなことになるんだろうと思うんですけども、多様であるということは中小企業であっても、むしろ所得課税よりも外形の方が中長期の経営という意味では望ましいというふうに思っておられるところもたぶんあるんだろうなという、これは感想でございます。

私、1点だけ日本商工会議所の資料に関して、5ページのところなんですけど、1点だけちょっと、これは特にリプライしていただきたいということじゃなくて、こういうふうを考えていただけませんかというお願いベースの話なんですけど、一番上のところに、偏在性の大きな状況は是正すべきであって、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましいとまず1行目にあって、消費税率の引上げないしは地方消費税については、おおむねご理解いただけるようなトーンになってると思うんです。

地方消費税であろうと消費税であろうといいんですけど、消費税の税金のかけ方と外形標準課税の税金のかけ方というのは、よく考えてみますと非常に似ているところがありますので、税としては非常に性格が似ていると。完全に一致しているわけではないけども似ているということがありますので、消費税ないしは地方消費税についてご理解をいただいているということに前提にしますと、外形標準課税というものについても、ちょっと見方を変えればあり得るのではないかという、これはお願いベースでございますので、そういう見方もあるのではないかということだけ。特にリプライは結構でございます。

【日商 宮城常務理事】 何とお答えしたらいいのかわからないのですが。

【神野会長】 加算方式というか、控除方式ないしは企業課税としての付加価値と消費税としての付加価値だとそんなに変わる。インパクトは生産物市場でかけるか、要素市場に関わってくるかということ。加算方式と控除方式に関わってくるのかと。

【小西委員】 御意でございます。

【日商 宮城常務理事】 一言だけ言いますと、消費税について商工会議所は今回、中小

企業団体の中では、禁を破ってという言い方も変なのですが、容認をいたしました。その容認の理由の1つが、やはり地方財政における消費税です。逆に、消費税の議論をしているときに、何で地方消費税が上がるという議論を財務省は早く持ち出さないのかと我々が疑問に思っていたわけでございます。

そういう時期でもありますので、なかなか一緒に外形というのを持ち出せません。消費税をこなすだけでもものすごい一時前までは反対を言っていた団体が、やっとのことで理解しましたので、そういう大変な苦勞をして消費税を我々容認したこともご理解いただければと思います。

【日商 田中税制委員長】 もう1ついいですか。先ほど、中小企業の収入が労働に依存すると、帰属するというお話をしたかと思うのですが、250万社のうちの100万社以上はそういうほとんど給料で取るというお考えでやっているところなのですね。そこになおかつ税金をかけるというのは単なる増税でしかない。その177万社に関わることの説得力があまりないんですよ。単なる増税でしかないというふうに、説明ができないというのが現状だと思います。

【全国中央会 高橋専務理事】 日本商工会議所が消費税10%に賛成と言うとあれですけど、容認という。商工会議所だけでなく中央会も2年前に大議論して、去年もこのまま認めていいのか、今もぶつぶつ言ってる方がいらっしゃるんですが、組合、都道府県からずっと組織として上に上げてきて、10%まではきちんとやらないと社会保障のいろんなお金が回らなくなる。そうすると、健保だとか年金だとかの事業主負担がまた大きくなるということで、税金で取られるか、それとも税金の名でない形で取られるかというようなことや、やはり政府が言っているそういう政策に協力していくことによって我々も頑張ろうということで組織の下からずっと上がってやってきました。また、外形標準課税反対も全組合にどうだろうかと聞いて、県の組織から全国組織に上がって積み上げてきたものであるということをご理解いただきたいと存じます。

【神野会長】 ほか。吉村委員。

【吉村委員】 先ほど出た応益性に関する質問をもう少し掘り下げてお伺いできればと思います。税負担の問題、特に固定費的な税でかかるのは現状好ましくないというご認識なのはわかったのですが、一方で、税のあり方として所得基準でいいのかというのはやはり昔からある議論だと思うんですね。

所得、赤字黒字という話が何度も出てますけれども、そもそも応益性に適合した税の在り方として所得基準でいいのか。ちょっと税負担、税率の問題を脇に措いて考えると、その点どうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

また、先ほど、中小企業は大企業に比べて損益分岐点が非常に高いところに来ているというお話がありました。これはリーマンショック以降上がったというお話もありましたけど、構造的に、相対的に大企業に比べて高いだろうという想像はつくものの、だいたいどれぐらいの水準で推移してきたのか、そういった数字をお持ちであればお教えいた

できればと思います。

【神野会長】 これは宮城常務理事でいいですか。

【日商 宮城常務理事】 損益分岐点の資料はちょっと私どもも手元にございませんで、後ほど提出させていただきます。

それから、所得課税のところ。どこから取るのかと議論すると、私もだんだん口を噤みたくになります。正直言って、応益性の議論と、それから担税力の議論をどういうふうに考えているかという議論があるかと思っております。

担税力から言えば、今のところやっぱり所得課税のところ以外のところから取るのはなかなか難しいのかなと思っております。なかなか税は取られるのは厳しゅうございますので。

【日商 田中税制委員長】 今、応益性について、企業と個人、サービスを受ける側と、それから支払うのは、やはり全体をよく見る必要があると思います。そういうことが我々も納得できるような検証がなかなかできてないというのが現実だというふうに思いますので、我々も同様に感じていて、それについて納得できないというところがあると思います。

【神野会長】 高橋委員。

【高橋委員】 全国市長会の高橋でございます。我々地方の自治体の産業政策はなかなか難しいところがありますが、いわゆる中小企業や地場産業の振興ということでいろいろお手伝いをさせていただいております。地域経済が苦しい中で、私どもの地元でも結構頑張ってくれている、あるいはこれから頑張ろうというところが生まれてきているのは大変ありがたいことであります。

今回の議論は法人実効税率の引下げというようなテーマを一つのきっかけとしていろいろとご議論させていただいておりますが、私ども全国市長会の思いとすれば、後ほどもお話しさせていただく機会があるかと思っておりますが、課税ベースの拡大によって地方の収入を確保する必要があるのではないかと思っております。

そこでお尋ねですが、一つは先ほどのご説明の中で、赤字法人7割というけれども、これは税制上での意味で、単純利益でいけば6割が黒字で、一定の収益を上げる努力がなされているということがありました。

そこで、先ほどの課税ベース云々という話と比べますと、税法上の赤字ということと、それと実際、企業努力としてはそれなりの収益を上げられている体質、体力をお持ちだということはどう考えたらいいか。この点で実効税率を下げるということ、それから地方の様々な行政需要、特に中小企業に対する需要も含めて地方自治体が対応してるということについてどうお考えいただけるのかということが、1点目のお尋ねであります。

2点目は、ちょっと申しましたように元気な企業もございます。一口に中小企業と言っても、資本金なり売上高でそれなりの開きがございますし、この辺を全体として一つに整理をするのがいいのか、もう少し綿密に区分をして、一定の規模を、その規模をどう捉えるかもあります。一定の規模のところと上と下でどういうふうに違うのかというこ

とを考える余地はないのだろうかという、この2点についてお尋ねさせていただきたいと思います。

【日商 宮城常務理事】 赤字法人の話かと思いますが、赤字法人についてどういうふうに考えるかと、決して中小企業だからといって赤字法人が普通だというふうには思いません。ただ、やはりリーマンのショックは大きくて、中小企業は先ほど言ったように経常売上高利益率は2%であります。

例えば数千万円の赤字を出した後、毎年数百万円の黒字でそれを補填しているという中で赤字法人が7割になっていると思いますが、たぶん、さすがにリーマンからかなり時期を経て、この繰越欠損金も少しずつ薄れていくのだと思っています。

したがって、黒字法人比率が上がり、たぶん法人所得も少しずつ拡大をしていきますので、これから赤字法人比率が下がって、それから中小企業が法人所得も増えてという形での法人税の拡大のシナリオの方に入っていくのかなと思っていますし、国の方針としても黒字法人比率を上げていくということで進めておりますので、そういうふう施策とそれから実際に流れていくのかなと思っていますのが1点でございます。

それから、2点目の資本金の話でございますけれども、私ども実は資本金の1億円の区分について、もう1つ違った区分があってもいいなと思っています。それは今、地域の状況を考えると、中堅企業と言われる1億円以上の企業の役割についてどう考えるかというふうに思っています。

中小企業、1億円を外れると急に地域を支える中堅企業もいろんな政策の点、税だけではありません。リーマンのときの無利子融資というのは中小企業の定義を外れた企業には適用されなかったということもあるのですけれども、1億円を超える企業に対しての中堅企業というのは政策のエアポケットになっています。

一方で、地域の需要を吸収して外にものを売るという中核的な役割を払っている企業もありますので、そういう企業に対して、私どもが今のところ言っているのは、本則ではなくて、そういう企業の成長を促進する租特とかに対していろんな税制を適用するという余地があるのではということです。

これは税制だけではなくて融資制度も含めて、地域の中堅企業、資本金1億から資本金5億、どこまで考えるのか、資本金10億まで入れるのかというのがありますが、そういう中堅企業に対して着目をして、その地域経済における意味、その企業がなくなったら、もしかしたらその地域の経済というのは急速に衰退するかもしれない。そういう企業を大事にする政策を取る時期に来たのかなと思っています。そういうお話でよろしかったでしょうか。

【神野会長】 石井委員、どうぞ。

【石井委員】 ありがとうございます。

またこの地方法人課税についての全国知事会の考え方は後ほど簡単にお話ししたいと思いますけれども、せっかくの機会ですから、今日いらしている商工会議所、中央会などの

皆さんにちょっと確認だけしたいんですが、私は今の日本の産業等の置かれている状況を考えますと、やっぱり法人の実効税率を引き下げるということは必要なことじゃないかなと思っておりますけれども、その際に、じゃあそこで減収分をどうやって皆で賄うのかと。減収分を赤字のままにしておくかという、そういう財政ではないのも皆さんご承知のとおり。一方で、消費税はご承知のように8%になって、法律上は10%に上がるということになっていきますので、じゃあ、減収分を所得税とか固定資産税上げたりすることでカバーできるのかという、これもなかなか難しい。

そうすると、やっぱりなるべく法人関係税の中で税収中立にしていくしかないのかなというふうに我々は思ってるんですけども、その際に、なかなか今ほど議論があるように、資本金1億円を超える大法人については既に外形標準課税を一部導入していますから、これの拡充というのが割合理解が得られやすい。

一方、1億円以下の中小企業については、なかなか従来のことから言ってもそう簡単ではないので、また、我々自身も地域経済の実態を考えると、これは慎重に考えるべきだという意見ですが、ただ、今のお話を聞いていますと、私自身も例えば自分自身の仕事を通じて中小企業の皆さんとも非常に親しく一緒に仕事していますので、中小企業といっても非常にいろんなバラエティがあって、正直言うと、子会社の企業だと一応中小企業にあたるけど、場合によってはさっきどなたかがお話があったように、本当は外形標準課税の方が非常に成長力があるような中小企業はかえってその方がいいなと税制のことがよくわかってる人は思ってる人も中にはいるんじゃないかという気もするんですが。

今すぐかどうかは別にして、今のお話を聞くと、まだリーマンショックの傷も癒えてないし、一方で今まで消費税はそもそも反対だったのを一応理解する立場になった。もう少し経済が好転して、中小企業の損益分岐点をもう少し下げるといえることになれば、それなりに外形標準課税というのも考えてもいいんだと。あるいは、資本金1億円以下の企業に全部、外形標準課税をやるかどうかはともかく、中小企業についても、さっき議論があるように業種によっても違いますし、いろんなバラエティがありますから、その中の一定のものをやっぱりいずれは考えてもいいなと実は思ってたという理解をしていいかどうか。

1つは法人実効税率下げるのは私は必要だと思う。しかし、そこで空いた穴を今の国家財政、中央財政考えると、そのまま放っておくわけにはいかない。かといって、まさか消費税もっと上げたらいいじゃないかとおっしゃるとも思えないし、所得課税、固定資産税ともなかなか言えないし、やっぱり法人関係税の中でなるべく税収ニュートラルでいきたいなというのはたぶんご理解いただいているんじゃないかと思うんですが、今の時点で中小企業にいきなり外形標準課税というのはちょっとどうかというのは私は非常によく理解できるんですが、今後の方向としては、今言った諸条件が整うと、一律かどうかは別にして、ある程度考えなきゃいけない時期が来るなと思っていただいと考えるといいんでしょうか。1つその点を確認させていただきたい。

【日商 宮城常務理事】 どうお答えしたらいいんですかね。

【日商 田中税制委員長】 私が答えられる問題じゃないのですが。今お話のとおり、法人実効税率を下げるということは方向としては合っていると思うのですが、今の法人実効税率を下げたことで、メリットがある企業は大企業に集中しているということは現実だと思うんです。

それで、為替の問題も含めて中小企業は今、非常に悪い状況にあるということが現実であって、実際にはその付替えを中小企業に持ってくる。特に250万社のうち177万社が赤字だと。中には中小企業もそうでない方が儲かる、メリットがあるのは当然あるんだと思います。ただし、250万社のうち177万社が、デメリットがあって、苦しい状況の中で増税の話をするということについては難しいというのが現状で、これが改善されていかない限りは今言ったようなお答えはなかなか簡単にはできないというのが私ども代表しての意見かと思えます。

【神野会長】 関連してですが、減税とか増税とかっていうこと以外に、今回の重要な改革として、企業課税の構造を成長促進型に変えていこうという議論なり課題なりがあって、その中で、中小企業と大企業とかっていうことではなく、非常に活力のある企業を伸ばし、新陳代謝論、そういうことを組み込んでいく。

先ほど宮城常務理事からは交付税でさえ活力の努力したところを伸ばすような配り方をやるべきだというお話がありましたけれども、そうだとすると、企業課税でもそういう新陳代謝を進めるような産業構造とか新しい経済構造を作っていくような方向に推進していくという構造を組み込むべきである。その一環として、外形標準課税等々を言う方もいらっしゃるわけですが、それについてどうお考えになっていらっしゃるかということ。

【日商 宮城常務理事】 基本的に企業の成長を支援するというところで、税でいろんな手当がされる。租特で設備投資減税でございますとか、非常に私どもは、それは良いことだというふうに思っています。ただ、この話をするとき、新陳代謝というところの税で退室を促すのかというのは、我々は、これは別に増税が嫌とかいうことではなくて、「これはよくよく考えないと」というふうに思います。

先ほど全国連さんからお話がありました小規模基本法ですが、あの小規模基本法の考え方は、企業は成長しなくても、あなたは地域できちんとゴーイングコンサーンとして雇用を維持し、その地域での必要なサービスを提供し存在し続けることも大切です、ということを支援する法律ができました、というのが丁寧に言った全国連さんのご説明だと思います。

正直申し上げまして、地域の商店街の小売店さんに成長しろという税制を適用するのか。要するに、ローカルな企業のことと、それからグローバルの企業のことをどう考えていくかというのはよくよくどうやっていくのかを考えないと、先ほど言いましたとおり、角を矯めて牛を殺す。税で体質を伸ばす方は変わるのかもしれませんが。

【神野会長】 いや。生産要素に対して普通言われているのは、中立的であるから利用の

悪いところは落ちていくということだと思います。

【日商 宮城常務理事】 これはなかなか、私どももあんまり税で新陳代謝論を言われていて、どうもグローバルのことを言いながら、実はローカルな企業にすごい負担をかけるような言い方をされると、企業は簡単に潰れますと我々は思っています。

【神野会長】 ほか、いかがでございましょう。林委員、どうぞ。

【林委員】 ありがとうございます。

中小企業さんにとってはたぶん戦後からかなり優遇措置があったと思うんですが、かなりお金なり税制上で、そうでない企業、つまり、大企業と比べて違う税率をかけられていたわけですよね。それが何十年と続いてきてるはずなんですけども、皆さんが今日おっしゃっていたことから、要するに、その優遇政策が実を結んでなかったという理解になると思うんですね。

それでは、何がいけなかったのかと。要するに、今後の税率や税制を通じて中小企業政策を考えるために、そういう市場だけで生き残れるような中小企業を生み出すにはどのような政策が税制含めてよろしいのかと考えてらっしゃるのか、勉強させていただければと思います。

【日商 宮城常務理事】 中小企業税制について、私は正直言うと、ほとんどお安い税制で、私どもは税について中小企業にそれほど恩典があるとは思っていません。中小企業の軽減税率は法人所得800万円までが限度です。800万円を超えたら大企業と同じ税率なので、軽減税率といっても、私は正直言って、こういう法人所得800万円で税率が大企業と何パーセント違うのだろう。10%違ったとして80万円ですかね。これで日本って中小企業に本当に減税をしているのだろうか。中小企業に対する国税の法人の減税額というのは1兆円に満たないと思っています。したがって、税でかなり保護を受けたという認識は実は私どもはあまり持っておれません。

【神野会長】 どうぞ、商工会。

【全国連 海老原事務局長】 日商の宮城さんが税の話をしましたけども、国家予算に占める中小企業対策費というのは0.2%程度です。これをもっているいろんな施策、国としてやるべきことがあります。0.2%の中小企業対策費をもって優遇されているというのは、我々はとても桁が違うんじゃないかというふうな認識を持っております。

【全国中央会 高橋専務理事】 中小企業に対する政策の話は中小企業庁に詳しく聞いていただければよいかと思えますけれども、戦後すぐの二重構造の解消ということから始まった税制だとか予算、それからニクソンショックについての予算、それぞれ中小企業が抱える問題の違うところに合わせてやってるので、何か中小企業まだいるのではないかっていうようなご発言に私ども聞こえてきて、大変心外な感じがいたします。

それから、都道府県の商工予算を見ていただくと、その中の中小企業予算は毎年毎年削られているんですね。税金は多く納めたと思ったら予算がどんどん削られて、だいたい三位一体改革以降3割ぐらいが商工予算は削られています。

その分は、社会保障とかそっちにあげられるために削られてる。少なくなった中で頑張るなさいよねって言われているのが実態だというふうに私どもは認識しておりますので、ちょっと林先生のご発言は我々としては納得できないところがございます。

【日商 田中税制委員長】 中小企業と大企業は同じテーブルにあるというふうにお考えの方が多と思うんですね。性格が多様に違うんですね。まず規模というのがあるでしょうけど、そのほとんどが資本と労働が一緒になっているというようなことがあったり、それから地方の需要の中にあるのか海外市場の中にあるのかということ、大企業は海外市場の中であって、1つのルールのもとに正当性を言うのはわかるんですけど、中小企業と大企業の違いというのをもう少し産業論として理解すべきだというふうに思います。

それで、先ほど言っていた、じゃあ中小企業は恩恵を被っているじゃないかといういろいろ言われるんですが、例えば軽減税率の15%とか19%という話がいつも先に出ていて、全体がそれでやっているというふうに思っていると思うんですが、実際に中小企業全体の税率と大企業を比較しても、ほとんど変わりはないですよ。27%ぐらい払っています。

そういう意味から言うと、現実にはちゃんとそういうデータをもとに評価をしていない。それから、それが効果を上げてないのは効果を上げるようにもっとやるべきだということもいっぱいあるというふうに思うんですね。ですから、そういったことをやはりしっかりと理解していただきたいと思うし、我々もそういうことについてしっかりとお話をすべきだというふうに思っています。

【神野会長】 時間も押しておりますので、すみません。じゃあ、簡単にお願ひできればと思います。

【鎌田委員】 先ほど、これは高橋専務理事さんからだったかと思いますが、中小企業振興で平成24年度の補正で1,000億、25年度の補正で1,500億の補助金が出て、1万社余りの採択に貢献してるというお話があったんですけども、先ほどもちょっと話題に出ました三位一体改革のときに国の補助金というのはかなり削減されたはずなんですね。

それがこういう形で、たぶんこれは直接国から県とかを通さないで行ってる補助金かと思えますけれども、先ほど工業センター含めて県などの協力がかなりあったということから言えば、補助金の使い勝手、あるいは地域にとってのもっとそれが有効に使えるという、その辺の観点から考えたときに、国から来るよりは県から補助金なりが出るということがむしろ好ましいんじゃないかというふうにも考えたりするんですけども、その辺りに関して何か受け止めとかがありましたらお願いします。

【全国中央会 高橋専務理事】 この施策は、中小企業庁の方からぼんと下りてきて、誰がやるのが一番ふさわしいかというので、私どもが全国の事業者団体を束ねているということと、各県に中央会というのがあって、各県の中央会は県と一緒に仕事をしているということで依頼を受けたわけでございます。各県中央会としては、事務局をやれとい

うことで、別組織を作りました。

このような施策は東京都の場合には同じような制度が4億円ぐらいで存在したのですが、ほかの県ではそういう制度が商工予算の制約でできないということでした。県中央会の方で地方事務局を設置し、ただ、自分たちで勝手にやるわけにはいかないということで、県と相談をしながら、県の商工労働部からOBの人を派遣してもらったりして、工業試験所などに今こういうことをやってるぞというので募集をかけて事務局を預かっているということです。

このお金は国から都道府県にぼんと出て、都道府県の補助金となると、いわゆる三位一体改革上、また県に仕事を直接やらせるのかというふうになるということで、全国中央会の方に来たのではないかというふうに思います。昔のように機関事務で県が行うということはもうしないということになったので、方便として行われているのではないかと思います。ただ、私どもとしては県庁のいろいろな組織の知見を活かすということで、県庁に相談を行ったり、OBの人で指導所に勤めた人たちに働いてもらって審査をするという形になったということです。補助金の中身の役割はいいんですけど、形式上はどうするかというのは過去の地方制度審議会等のいろんな議論の中で中小企業庁としてお考えになったのではないかと推察します。私どもでこれ行いたいって言ったわけではなく、指示された通り間違いなくやってるということです。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは時間でございますので、これをもちまして経済団体の皆様方からのヒアリングは終了させていただきます。本当に貴重なお時間をありがとうございました。私どももご意見を参照にしながら進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き地方公共団体からのヒアリングに入りたいと思います。本日は全国知事会の、知事会のというより石井委員にご出席いただいておりますので、全国知事会に関するご意見を石井委員からご紹介していただき、それから全国市長会からのご意見を高橋委員よりいただきたいというふうに思っております。

なお、全国町村会の汐見委員につきましては、本日所用のためご欠席でございますので、お手元に意見書を提出していただいております。お目通しいただければと思います。

それでは、まず全国知事会のご意見につきまして石井委員お願いいたします。

【石井委員】 ありがとうございます。お手元に資料の4-1ということで、地方法人課税についての知事会としての意見を資料として出しておりますので、これをご覧いただきながらお話をしたいと思います。

まず、今日申し上げたいことの第1点は税源の偏在性の是正ということについてです、これは以前にご説明したことがございますが、全国知事会で一昨年、税財政常任委員会の中に学識経験者の方々からなります税財政制度研究会。京都大学の植田和弘先生に座長になっていただいて1年以上議論をして、その提言を踏まえて進めてきてるわけでありまして。

特に今回、税制抜本改革ということで、消費税のみでなく地方消費税の引上げもやって

いただけるということだったわけですが、地方消費税、ここにありますように、他の地方法人課税などと比べますと比較的税収の偏在性が小さい税なんです、それでも東京都と、例えば一番少ない沖縄県とで最大1人当たり税収で2倍の格差があるといったようなこと。それから、例えば不交付団体、都道府県で言えば東京都さんになりますが、社会保障給付支出の増加額、例えばこれは私ども富山県の計算ですが約900億円。これに対し地方消費税の増収は2,100億円になって、差し引き1,200億円の新たな財源超過が出ると。

一方、その他の交付団体については、結局、交付税の振替えであります臨時財政対策債の減収で相殺されるといったようなことで、結果的にさらに財政力の格差が拡大するという問題がございます。

そこで、格差是正を併せてやりませんと、結局、消費税、地方消費税、今後さらに上げる場合に、引上げ分の全てを国の消費税にして、そのうちの一部を交付税とした方がいいんじゃないかという議論にもつながる恐れがありまして、これは地方分権の観点からは必ずしも好ましいことではないと。

といったことで、2ページご覧いただきますと、一方で地方法人特別税のように地方税を単純に国税化して偏在是正の財源として活用することは、暫定措置としてはともかく、分権の観点からの税制のあり方として適当でないというようなことで、結果として、2ページの下の方の2つの○に書いてあるところを今年も7月の全国知事会議で、これは東京都の舛添知事さんもお入りになって散々議論した上でこういうとりまとめをいたしております。

東京都さん、大都市圏の都府県からは、本来、地方税の充実によって対応すべきだという意見もありますが、今後も分権改革進めて、地方税源のさらなる充実を実現していくためには、地方消費税率の引上げと併せて税源の偏在是正策を講ずることが必要不可欠だということ。特に、今後予定されています10%への引上げの際には、法人住民税の法人税割の交付税原資化をさらに進めるなどの措置を講ずるべきだといったことをここに書いております。

それから、3ページご覧いただきますと、地方法人特別税・譲与税制度はあくまで暫定的な措置として導入されましたので、その廃止等を図ることを基本として検討すべきでありますけれども、ただ単に法人事業税を復元しますと、現在よりさらに地域間格差が広がるということがあり、また、景気が回復しますと、ご承知のように法人関係税収としてもまた、大都市の方が税収伸びが大きくなって格差が広がるといったようなことがありますので、暫定措置とはいえ、そういう偏在是正効果を今持っているという現実を踏まえて対応すべきだという印象があります。

3ページの下。東京都さんのほかの不交付団体は財源超過が1,200億増えて、交付団体その他の都道府県は結局相殺されて同じだと、格差が広がるという状況です。

4ページをご覧いただきますと、これは8%段階で、おかげさまで法人住民税法人税割の一部を交付税原資化していただいた。5,800億。それに見合っただけで地方法人特別税を

3分の1縮小していただいたということなんですけれども、その結果、じゃあどうなったかということ、参考の4ページの下の方を見ていただきますと、24年度決算では東京都さんと最小の沖縄県で2.4倍の格差でありましたが、これ消費税・地方消費税8%段階で2.52倍になって、さらに格差が広がる。法人税割の交付税原資化で2.37倍で格差が減った。しかし、地方法人特別税・譲与税の見直しをやりましたので、2.46倍になりまして、24年度決算と比較すると格差が残念ながら若干広がっているという状況であります。したがって、消費税率10%段階にも法人住民税の法人税割の交付税原資化をさらに進めていただきたいという方向にお願いしたいと思います。

5ページ見ていただきますと、2つ目、今日お話ししたいのは法人実効税率の見直しに伴う代替税財源の確保ということでございます。ご承知のような経過で、骨太の方針でも法人実効税率を数年で20%台まで引き下げるという方針をお決めいただきました。そうすると、仮に6%程度引き下げると、ご承知のように約2.8兆円の税収がなくなる。そのうち、地方分は交付税まで合わせますと1.6兆円ということになります。このままですと地方財政にも相当深刻な影響を与えるということになります。

そこで、今ほども議論があったんですけれども、法人実効税率を引き下げる際には法人関係税に係る課税ベースの拡大等によって、交付税原資の減収分も含めた地方税財源の確保がぜひ必要だと。できるだけ恒久減税には恒久税源を充てての確保で対応していくと。

その際、5ページの下のお書きにありますように、先ほども議論いたしました、かといって、じゃあ消費税・地方消費税を上げる際に、法人実効税率を下げるからといって個人住民税や固定資産税さらに引き上げるといったことができるかということ、なかなか難しいと思いますので、やはり可能な限り法人課税の中での税収中立を優先してほしいという考えでございます。

6ページは、これは法人実効税率1%当たりの税収を整理したものでございます。

それから、7ページご覧いただきますと、法人実効税率の減収をカバーする1つの方式として、改めて外形標準課税の拡大ということが今議論されてるわけなんですけれども、私も全国知事会から見ますと、元々法人の方々が地方団体の行政サービスの提供を受けておられますから、応益性の原則から見て外形標準課税というのは法人事業税の課税方式としては本来望ましいものであると思っております。

また、今ほども議論がありましたが、外形標準課税は、努力をして成果を上げた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持って、新たな投資とか新分野への進出の促進による経済活性化が期待できるという意味では、今の安倍内閣が目指す経済政策の方向性と一致するとも言えるわけでございます。

また、付加価値割による外形標準課税、法人による給与額の増減はその分は単年度の損益の増減につながりますので、先生方には釈迦に説法ですが、結果として課税標準である付加価値額は変化しないと。また、外形標準課税について、付加価値額に雇用安定控除の仕組みを設けておりますので、賃金や雇用に影響を及ぼすということはないんじゃないか

というふうに考えてるわけでありませう。

8 ページご覧いただきますと、したがって、資本金 1 億円超の大法人については既に外形標準課税が導入されてるわけですから、付加価値割の分を拡大していく方向で検討すべきだと。これは知事会としてこの 7 月にも議論しまして、改めてそういう考え方を申し上げさせていただいております。

また、中小法人については、今ほど議論にございましたが、いろんな議論がありますが、今度の法人税改革、法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われて、また、地域経済の実態として、確かに中小法人を取り巻く環境は依然厳しいということがありますから、慎重に検討する必要があるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

ただ、先ほど議論がありましたように、今後ずっとじゃあ中小法人は外形標準課税やらんでいいのかというところ、これは議論があるところでありまして、また、中小法人といってもいろんな企業、業種によっても違いますし、中小企業の課題としてはいろんな議論があると思います。

また、今年 6 月に政府税調の報告で、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましいとされまじたり、また、法人住民税均等割の増額についても、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきというふうになってますので、中小法人の経営に配慮しながら外形標準課税の資本割なり法人住民税均等割の見直しを進めていくべきではないかと、このように思っております。

9 ページは地方の行政サービスに比べて法人所得課税はかなり小さいという見方も十分できますよという資料でございます。

10 ページは今の外形標準課税の仕組みを説明しております。これはご覧いただきたいと思ひます。

11 ページは付加価値額の各生産要素に対する中立性の説明で、特に給与を増やしたり減らしても、結局、単年度の損益と関わりますので、トータルの付加価値は変わらないという説明資料であります。

12 ページは雇用安定控除の説明でございます。

13 ページご覧いただきますと、地方法人課税についての応益課税の課題ということで、特に最初導入した際、いろいろ経過がありまして、付加価値割のみでなく資本割というのも入れたんですけども、その後、平成 13 年の商法改正で自己株式の取得の解禁というのが行われたことが影響しまして、その後、自己株式の取得をする企業が相当増えてきておりまして、いろんな動機がございませうけど、節税効果ですね。均等割なり資本割の課税ベースを結果として減らすという効果があるわけでありませう。そこで、均等割なり資本割の算出基準について、法人の税負担能力を適正に示す基準への見直しを行っていただひてはどうかと考えております。資料としては、これは和歌山の資料等々を付けてございませう。

14 ページご覧いただきますと、別途、法人実効税率を見直すことによる減収をカバー

するという1つ動機もおありなんだと思いますが、国の法人税などの計算、法人所得の計算の際には、法人事業税が損金に算入されているんですが、これを損金扱いしなくてもいいんじゃないかという議論が一部にあるようですけれども、これはやっぱり応益課税として法人事業税をいただいているということから言うと、慎重に考えていただきたい。

さらに、固定資産税についても損金に算入する扱いを変えたらどうかという議論があるようですけれども、これもそれぞれ応益課税としての性格がありますので、本当に税制として妥当なのかについては十分議論して、慎重に検討していただきたい。こういうふうに思っております。

なお、15ページ以下は参考であります。今、一方で安倍内閣全体として地方創生を推進する、まち・ひと・しごと創生本部もお作りになったということで、元々、全国知事会もこの7月に人口減少非常事態宣言といったこともやりまして、人口減少対策、少子化対策、地方の活性化、東京一極集中の是正、これをセットでやっていくべきだというふうに考えておりました、その一環として、改めて知事会の中で議論いたしまして、国にも申入れしたいと思ってるんですけれども、例えば地方に東京圏から本社等を移転した企業について、従来ないような思い切った法人税の一定期間の減税といったようなことを考えてはどうかという提案をさせていただこうかなと思っております。

特に今後、法人税に係る法人所得の30%を課税所得から控除する、10年間というのは今まであまり例のない提案ですけれども、これまでの事例として、沖縄についてだけ法人所得の40%を課税所得から控除するというのがございまして、沖縄とも同じというのもどうかというので少し遠慮して30%となっております。もちろん、実際に税制として提案するにはもう少し詰めなきやいけない点が多々あると思っております。あと、併せて地方税の課税免除と、それについて一定の部分について地方交付税で減収補てんする措置を取る。

あと、16ページは、これは今回の法人の実効税率引下げに伴って東京とその他の地方で実効税率引き下げる際の度合いを東京圏だけは3%にして、その他の地方は8%にするという案もありますけれども、これはいろいろ議論がありまして、なかなか難しい面もあるのかなと。そこで15ページにあるような、せめて地方に本社等の移転をするような場合に法人税の引下げといったようなことが考えられないかという議論を今いたしております。

以上で私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【神野会長】 じゃあ、高橋委員、続けて市長会のご意見をご紹介します。

【高橋委員】 ありがとうございます。実効税率のあり方を含む地方法人課税について、専門的なご見地から色々ご議論賜っておりますことをありがたく思っております。また、本日は会長のご配慮によりまして、全国市長会の考え方を説明する機会を与えていただきましてありがとうございます。

昨年の10月にも本検討会におきまして、当時の全国市長会都市税制調査委員長の吉田

大阪狭山市長さんから何点かのご説明をいたしたかと思えます。この時点ではまだ制度化されておりませんが、法人住民税法人税割の交付税原資化を図ることについて、まず地方の様々な意見を十分に検討し議論すること。二つ目に、今回の案によって地方交付税額が確実に増額する手立てをどのように講じるか、地方に対して十分な説明が必要だということ。三つ目に、企業誘致や地方の産業経済の活性化のための施策を通じて税源涵養を図っている市町村の実態を踏まえ、各市町村の努力が報われるような税制は堅持されなければというような趣旨でご説明いたしました。その一部はこの検討会の報告書にも反映されたということで、大変ありがたく存じております。

今回ご説明いたしますのは、これらを踏まえて、その後の情勢等を反映したものでございます。お手元に当市長会の要望がございますが、これをご覧いただきまして、2ページ、3ページに全般的な状況を書いてございます。

税源の偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系を構築するということがまず基本でございまして、2ページの第1パラグラフなどにその辺のコメントがございますが、法人実効税率の見直し及び地方法人課税の偏在是正に関する部分については3ページにございます。ポイントはそこの3番、4番のところでございます。

3番では、法人実効税率見直しについて、先ほども若干ご質問させていただきましたが、法人関係税に係る課税ベースの拡大により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せ検討いただきたいということでございまして、この点、知事会の要望と同様でございます。

それから、4番目の項目でございますが、地方法人課税の偏在是正については、まず第一に、都市自治体の意見を十分踏まえること。二つ目に、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう配慮すること。また、三つ目に、今回の法人住民税関連の変更措置は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないことという3点がポイントでございます。

これらの要望内容のうち、偏在是正に係る要望の経緯をご説明申し上げたいと思えます。これに関する要望は昨年11月に市長会として決定したものが最初でございますが、本年6月に決定した、今ご説明いたしました要望内容は、通常、私どもが行っております一般提言よりも重要性が高い重点事項として継続しているものであります。なお、法人住民税法人税割の交付税原資化の制度が創設されたことを踏まえまして、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないことという一文を追加いたしております。

また、去る9月2日には、私が委員長を務めております都市税制調査委員会でも、皆様にただ今お配りいたしております平成27年度都市税制改正に関する意見の中で同様の意見を決定いたしております。

これらにつきまして、政令指定都市及び不交付団体を多く抱える支部または県市長会か

ら、今般の法人住民税法人税割の引下げとその交付税原資化について、地方分権の流れに逆行するとして反対のご意見が示されてございます。

以上の経緯がございまして、先ほどご説明申し上げました要望内容になっております。このことについてご理解をお願いいたしたいと思っております。

税制改正大綱で決定されております消費税10%段階における法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めることにつきましては、繰り返しになりますけれども、この要望内容を踏まえて丁寧な説明を都市自治体にさせていただくよう関係当局をお願いをする次第であります。私からの説明は以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。本日はどうしても11時に終了しなければならぬ事情がございまして、ご発表いただいた両委員はこの委員でもありますので、本日どうしても述べておきたいというご意見だけ頂戴して、今後またご質問等々を交流させていただく機会があるかと思っておりますので、そうさせていただければと思っております。何か特にございましょうか。よろしいですか。

それでは、本日はこれにて終了させていただきます。次回も引き続き関係団体のヒアリングを行う予定でございます。次回の検討会の日程等々につきまして、事務局から連絡いただければと思っております。

【稲岡都道府県税課長】 次回の日程につきましては、10月14日を予定しております。場所とヒアリングの対象団体等の詳細については、また決まり次第、追ってご連絡申し上げます。よろしくお願いたします。

【神野会長】 それでは、本日はこれにて散会をさせていただきます。不手際でもって最後までまりがなくなりましたけれども、お許しいただければと思っております。どうもありがとうございました。